

駐車場利用覚書

パークタウン五領第6団地管理組合理事長（以下「甲」という。）と、駐車場の利用権者（組合員以外）（以下乙という。）とは、甲の管理する団地内第____番駐車場に下記の自動車（以下「利用自動車」という。）を駐車するため以下のとおり覚書を締結する。

自動車の表示

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) メーカー及び車種 | _____ |
| (2) 車両登録番号及び色 | _____ 色：_____ |
| (3) 車両所有者 | _____ |
| (4) 主たる利用者 | _____ |

年 月 日

甲：パークタウン五領第6団地管理組合
理 事 長 _____ 印

乙： _____ 号棟 _____ 号室
氏 名 _____ 印

（駐車場使用の証明）

第1条 甲は、乙に対して「自動車の保管場所の確保等に関する法律」（昭和37年法律第145号）に基づき必要となる、「自動車保管場所の確保を証する書面」の交付申請時に要する証明書を、利用権者の申請により発行するものとする。

（車検証写しの提出義務）

第2条 乙は、利用自動車の車検証の写しを、速やかに提出するものとする。

（乙の賠償義務）

第3条 駐車場利用契約書第4条に優先して、乙またその代理人、使用人、運転手、同乗者、その他乙に関係するものが、故意又は過失により本駐車場又はその施設並びに本駐車場に駐車中の他の自動車又は付属品に損害を与えたときは、乙は、乙の責任においてその損害金を相手方に対して賠償しなければならない。

（甲の免責）

第4条 天災、地震、火災、盗難その他の被害等の事由に因って乙の自動車その他の物件に損害、が生じてても、甲は、一切その責を負わない。

（乙の義務）

第5条 乙は、駐車場の利用に際し、甲の別に定める「駐車場管理・運営細則』及び甲又は甲の指定する者の指示を遵守しなければならない。なお、利用自動車に変更があった場合は、乙は別に定める様式により、14日以内に甲に届け出なければならない。

（利用権の譲渡禁止）

第6条 乙は、乙の所有に関わるといえども、利用自動車以外の自動車を駐車せしめ、又、所定の利用者以外に本駐車場を利用せしめ、あるいは、本契約上の権利を譲渡することはできない。

（利用制限）

第7条 本覚書及び、規約、細則等に違反したときは、甲は何ら予告なしに直ちに駐車場の使用を制限することができる。

（利用の期間）

第8条 本覚書の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までの期間とする。
なお、この覚書を証するため、覚書2通を作成し、甲および乙がそれぞれ記名、押印の上各1通を保有する。

（覚書外事項）

第9条 本覚書に定めのない事項は甲、乙、誠意を持って協議の上、取り決めるものとする。